

## 【別表 1】

### 事業継続力強化支援計画

#### 事業継続力強化支援事業の目標

## 1 現状

### (1) 地域の災害リスク

光市は、瀬戸内海に面し、内陸部には山地が広がる地形的特徴から、複数の自然災害リスクを抱えている。

#### 1) 洪水リスク

(主な河川)

市内には島田川などが流れており、これらの河川の氾濫による洪水リスクが存在する。

(浸水想定区域)

光市が公開しているハザードマップでは、浸水の深さ (0.5m 未満、0.5～3.0m 未満、3.0～5.0m 未満、5.0m 以上) が色分けにより設定されている。特に、島田川流域の低地では5mを超える浸水が予想されている箇所もあり、家屋の浸水被害や交通網の寸断、ライフラインへの影響が懸念される。

#### 2) 土砂災害リスク

(地形的特徴)

光市の内陸部は山地が迫っており、急峻な斜面が多く存在する。そのため、豪雨時には土砂災害 (土石流、がけ崩れ、地すべり) のリスクが高まる。

(土砂災害警戒区域・特別警戒区域)

ハザードマップには、土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) と土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) が明示されている。これらの区域は、山間部を中心に市内全域に点在している。

#### 3) 高潮リスク

(地理的特徴)

瀬戸内海に面しているため、台風の接近時や低気圧の発達時には、高潮による浸水リスクがある。

(浸水想定区域)

高潮ハザードマップでは、想定される最大規模の高潮による浸水深が示されている。瀬戸内海沿岸部では0.5m～3mの浸水想定がされており、特に、湾の奥まった地域や標高の低い海岸線で被害が大きくなる傾向があり、港湾施設、工場、住宅地などに被害が及ぶ恐れがある。

#### 4) 地震リスク

(地理的特徴)

山口県地震・津波防災対策検討委員会によると、南海トラフ巨大地震の際には最大震度 5 強、県内活断層による地震では最大震度 6 強の想定がされている。

(建物被害)

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した際には、強い揺れが想定される。また、海岸埋立地や河川沿いの軟弱地盤では、液状化のリスクも考慮する必要があり、強い揺れにより、建物の倒壊や損壊、家具の転倒などが発生する可能性がある。

(ライフラインへの影響)

また、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）の途絶、交通網の寸断なども広範囲に影響を及ぼす可能性がある。

## 5) 津波リスク

(地理的特徴)

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合、光市にも津波が到達すると想定されている。

(浸水想定区域・到達時間)

津波ハザードマップには、津波の高さと到達時間が示されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合、沿岸部や島田川流域において最大 3m 程度の浸水深が想定されている。

## 6) 感染症リスク

(新型コロナウイルス感染症 (COVID-19))

過去の流行期には山口県全体として感染者数が増加し、光市もその影響を受けた。今後も新たな変異株の出現や再流行のリスクは常に存在する。

(その他の感染症)

社会経済活動が制限されるような、その他の感染症のリスクも存在する。

## 7) サイバーリスク

(サプライチェーン攻撃)

大企業を狙うサイバー攻撃の足がかりとして、セキュリティ対策が手薄な中小企業が狙われるケースが増加している。光市にも中小企業が多く存在し、これらの企業が攻撃されることで、地域経済全体に影響が及ぶ可能性がある。

(標的型攻撃メール)

巧妙な手口で従業員をだまし、マルウェア感染や情報詐取を試みる攻撃で被害を受け、事業所の操業に影響を及ぼす可能性がある。

(不正アクセス・情報漏洩)

顧客情報、技術情報、営業秘密などが窃取されることで、企業の競争力や信用が損なわれる可能性がある。

## (2) 商工業者の状況

商工業者数	(内)小規模事業者数
1,504	833

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は5人)

※令和7年3月時点(下記 光商工会議所・大和商工会の統計より)

#### 光商工会議所管轄区域

業 種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化 に取り組んでいる者)	備考(立地状況等)
商工 業者	建設業	248	190 (2)	市内(管内)広域に分散
	製造業	118	75 (0)	沿岸部を中心に市内(管内)広域に分散
	卸・小売業	351	160 (1)	市内(管内)広域に分散
	サービス業	559	224 (1)	市内(管内)広域に分散
	その他	71	29 (1)	市内(管内)広域に分散
合 計		1,347	678 (5)	

※令和7年3月時点 光商工会議所 会員・非会員台帳より

小規模事業者数は、卸・小売業・宿泊業・飲食業・生活関連サービス業は、従業員数1~4人のもの、建設業・製造業・その他は、従業員数1~19人のものを、会員台帳より抽出。

※現時点では、中小企業庁が公表している事業継続力強化計画認定事業者一覧での認定者数のみしか把握していないため、今後はアンケート調査や巡回指導での確認等により、取組状況の把握を行う。

#### 大和商工会管轄区域

業 種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化 に取り組んでいる者)	備考(立地状況等)
商工 業者	建設業	38	38 (0)	市内(管内)広域に分散
	製造業	13	12 (0)	市内(管内)広域に分散
	卸・小売業	39	38 (0)	市内(管内)広域に分散
	サービス業	59	59 (0)	市内(管内)広域に分散
	その他	8	8 (0)	市内(管内)広域に分散
合 計		157	155 (0)	

※令和7年3月時点 大和商工会 令和7年度商工会実態調査票より

※現時点では、中小企業庁が公表している事業継続力強化計画認定事業者一覧での認定者数のみしか把握していないため、今後はアンケート調査や巡回指導での確認等により、取組状況の把握を行う。

### (3) これまでの取組

## 1) 光市の取組

### ①光市地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条の規定により、光市防災会議が作成した光市地域防災計画は、国の防災計画及び山口県の地域防災計画に基づいて、光市地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するもので、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正している。

### ②防災情報等の伝達手段の多重化

災害時の避難情報や、避難所の開設情報等を確実に伝達するため、防災情報の伝達手段の多重化を図っている。

- ・防災行政無線
- ・光市メール配信サービス
- ・防災情報電話通知サービス
- ・防災広報ダイヤル
- ・広報車
- ・テレビ（テロップ、dボタン）、ラジオ
- ・市ホームページ、防災ポータル、フェイスブック など

### ③総合防災訓練の実施

光市、防災関係機関及び地域住民が協働して、災害時応急活動を中心に実践的な訓練を実施することにより、防災関係機関相互の協力、連携体制を確立するとともに地域住民の防災に対する意識の高揚を図ることを目的とし、毎年地域を変えながら実施している。

### ④自主防災組織リーダー研修会の実施

地域の防災活動を支える自主防災組織の育成を図るため、市内の自主防災組織の役員等を対象に防災リーダーを育成するための研修会を実施している。

### ⑤防災備品の備蓄

発災後すぐに必要となる食料や水、生活必需品等は現物備蓄として保有することとしているほか、民間事業者との防災協定により、流通備蓄の確保にも努めている。

### ⑥防災指令拠点施設の整備

地震をはじめ、風水害等あらゆる災害に的確に対応できる光市役所防災庁舎（防災指令拠点施設）の整備を行い、令和6年3月から供用を開始した。また、供用開始に伴い、光市総合防災情報システムの運用も開始した。

### ⑦光市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、光市が策定。

この計画は、国の「新型インフルエンザ等政府対策行動計画」及び山口県の「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する対策等を定めている。

## 2) 光商工会議所の取組と実施状況

### ①市内事業所に対する取組

- ・光市が作成したハザードマップを設置し、自然災害等のリスクを周知している。
- ・山口県火災共済協同組合および損害保険会社各社と連携し、市内の事業者に対して損害保険の加入促進を行っている。
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発している。
- ・事業者BCPの策定支援、見直し支援として、市内事業者を訪問指導している。

### ②事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る普及・指導 4者
- ・事業継続力強化計画の策定セミナー 年1回
- ・山口県火災共済協同組合及び損保会社各社と連携した損害保険への加入促進 19者
- ・防災訓練の実施 年1回

## 3) 大和商工会の取組と実施状況

### ①市内事業所に対する取組

- ・事業継続力強化に関する国の施策を巡回、会報やチラシにより周知を行っている。
- ・事業継続力強化計画の策定セミナーを開催している。
- ・山口県火災共済協同組合及び損害保険会社と連携し、各種共済制度の加入促進を行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症対策窓口を設置し、各種支援策の提案及び活用支援を行った。
- ・平成30年7月豪雨災害における、被災地域事業所への被災状況ヒアリング・融資あっせん・各種補助金制度活用の促進・支援施策の情報発信を行った。

### ②事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る普及・指導 5者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 1回
- ・損保会社各社と連携した損害保険への加入促進 2者

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて光商工会議所及び大和商工会と光市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える光商工会議所及び大和商工会の経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

**【対策】**

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や光商工会議所及び大和商工会の会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 光市防災危機管理課、商工振興課、光商工会議所、大和商工会で連携し、本計画における災害リスクや支援方針を協議するほか、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う光商工会議所及び大和商工会の経営指導員の不足については、損害保険会社各社、中小機構、中小企業診断士など他の支援機関と連携し、専門家派遣や窓口対応を行う。加えて、光商工会議所及び大和商工会の職員向けに研修等を開催し、適宜、専門知識の習得や最新情報の収集に努める。

### 3 目標

- ① 市内の小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 市内の主要産業である製造業をはじめとする事業者が多く集積する沿岸部、島田川沿いを中心に、小規模事業者を重点的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持する。
- ③ 支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が5件と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年3者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 市内全体の事業者BCP策定数を40件
- ③ 主要産業である製造業を中心に小規模事業者の事業者BCP策定数を10件
- ④ 損害保険加入・見直しの取組を年5者に対して行う。
- ⑤ 上記目標達成のため、必要に応じて専門家派遣（窓口相談含む）を実施する。

**※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・県補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクのほか、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省ホームページに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk\\_finance\\_sheet.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### (3) フォローアップ

- ・各事業所での防災訓練の実施を促す。また、光市が実施する防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについて指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間終了後の再策定・再申請につなげる指導を行う。

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

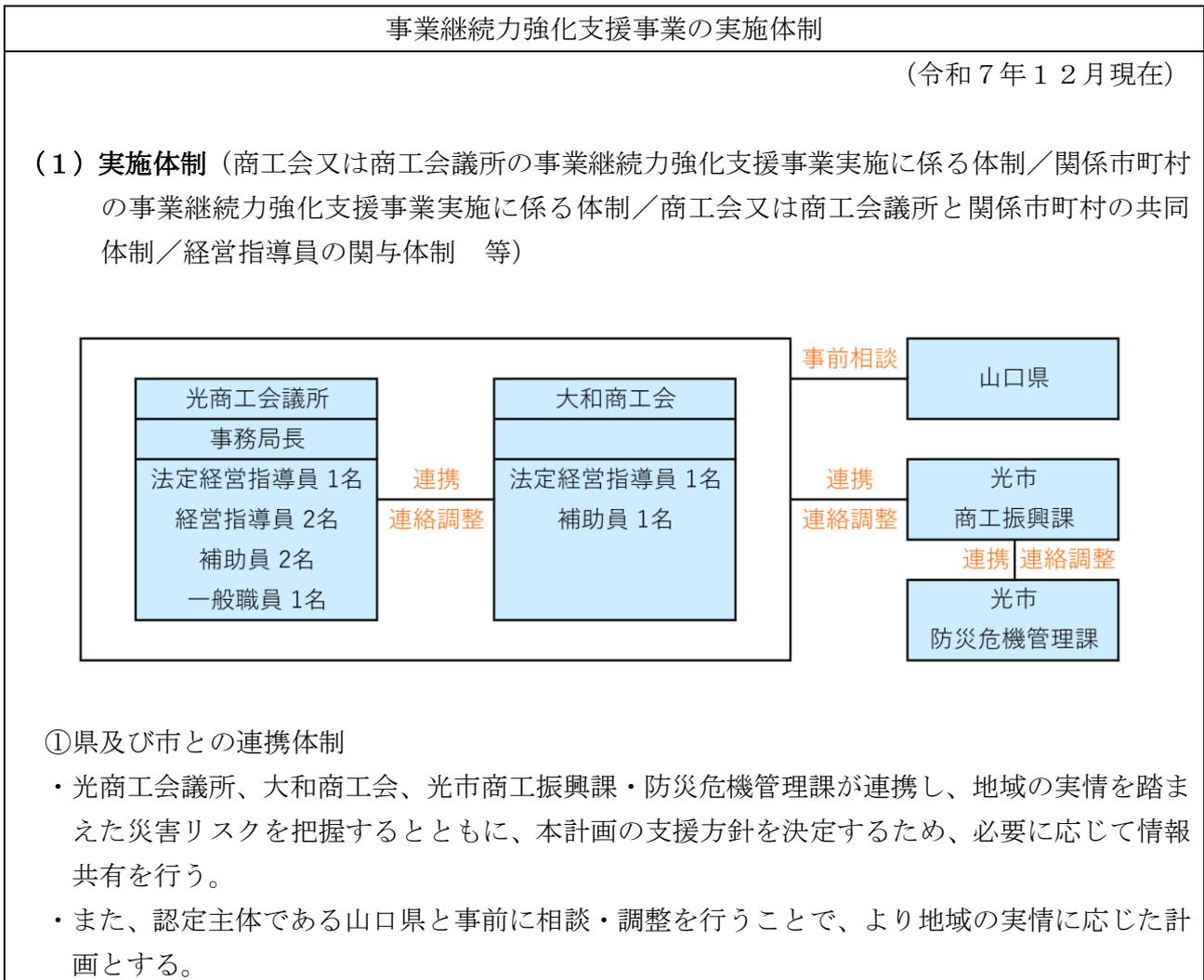
- ・中小企業基盤整備機構が運用する、事業継続力強化計画の策定・運用支援のための中小機構ポータルサイト（ジギョケイハンズオン支援）に掲載の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

**(5) 関係団体等との連携**

- ・ 損保会社等に専門家の派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発や損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 損保会社等に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係る相談会を実施する。
- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・ 関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼をする。など
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

**【別表 2】**

事業継続力強化支援事業の実施体制



## ②広域的な支援体制

- ・光市の主要産業である製造業の工場は、光市沿岸部に集中しているが、内陸部にも工業団地が存在している。一方で商業地域は光市全域にわたって点在していることから、より効率的な支援を行うため、光商工会議所及び大和商工会が連携し、共同で支援を行う。

## ③商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を商工会地区と商工会議所地区の2地区に分け、商工会地区は法定経営指導員1名、商工会議所地区は法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、損保会社等の専門家による個別相談を行う。

## ④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

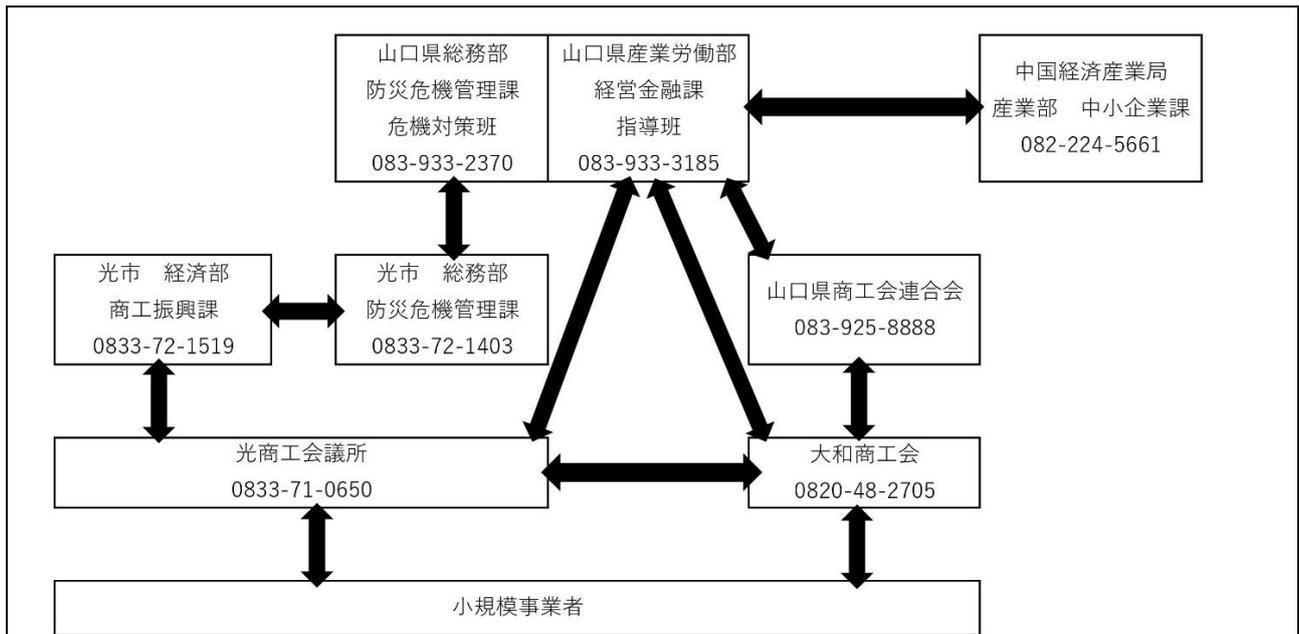
- ・商工会地区は法定経営指導員1名、商工会議所地区は法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を光商工会議所及び大和商工会と光市とで情報共有を行い、次年度の支援内容の検討を行う。

## ⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・光商工会議所及び大和商工会の職員向けに研修等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど、適宜、専門知識の習得や最新情報の収集に努める。

## <発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否を決める。
- ・光商工会議所及び大和商工会と光市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・光商工会議所及び大和商工会と光市が被害状況に関して共有した情報を、メール又はファックスにて光商工会議所及び大和商工会又は光市より山口県へ報告する。
- ・感染症流行の場合は、適宜、国や都道府県等からの情報や指示等に基づき、光商工会議所及び大和商工会と光市が共有した情報については、メール又はファックスにて光商工会議所及び大和商工会又は光市より山口県へ報告する。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

光商工会議所 経営指導員  
恩田 寛正 (連絡先は、後述)

大和商工会 経営指導員  
兼重 徹 (連絡先は、後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 恩田寛正、兼重徹は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

光商工会議所 中小企業相談所

〒743-0063 光市島田四丁目14番15号  
TEL : 0833-71-0650 / FAX : 0833-71-1782  
/ 停電時 TEL : 0833-71-6650  
E-mail : i-love@hikari-cci.jp (代表)

大和商工会 経営支援課  
〒743-0103 光市岩田2488番地30  
TEL : 0820-48-2705 / FAX 0820-48-2781  
E-mail : yamatouchou@yamaguchi-shokokai.or.jp (代表)

②関係市町

光市 経済部 商工振興課  
〒743-8501 光市中央六丁目1番1号  
TEL : 0833-72-1519  
FAX : 0833-72-8981  
E-mail : syoukou@city.hikari.lg.jp

光市 総務部 防災危機管理課  
〒743-8501 光市中央六丁目1番1号  
TEL : 0833-72-1403  
FAX : 0833-72-1731  
E-mail : bousai@city.hikari.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

【別表3】

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・調査費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	80	80	80	80	80
・防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
光商工会議所及び大和商工会の会費収入・事業収入、光市補助金、山口県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。